

聖マリア学院大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、聖マリア学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

新耐震基準を満たしていない建物については、早急に耐震診断を行い、その結果を踏まえて財務的な裏付けなどの実効性のある耐震補強計画を策定し、平成 25(2013)年 7 月に進捗状況を含めて報告書（根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

「カトリックの愛の精神」という建学の精神に基づく大学の基本理念、及び使命・目的は、学則に明確に定められ、学内外に学生便覧など各種媒体を通して広く周知されている。

その目的達成のために、教育研究組織として 1 学部 1 学科 1 研究科で構成される看護学部看護学科、看護学研究科に加えて、「聖マリア医療福祉研究所」「カトリックセンター」並びに市民相談窓口として「まちなか保健室“ほっとステーション・マリア”」（以下、「ほっとステーション・マリア」）が設けられ、各組織の適切な連携が図られている。

教育課程としては授業科目を基礎、専門基礎、専門の 3 分野構成とし、各段階における教育目的が実習などを通して体系的に反映されている。「国際看護学」「生命倫理」など大学の特色に合致する科目が設けられている一方で、シラバスの記載内容が一部不十分な科目があり、検討・整備が望まれる。学習状況は、小テストなどで確認され、授業アンケートの結果は公表されている。

アドミッションポリシーは明示され、適切な人材確保のため、入学者選抜制度が運用されている。「学生生活実態調査」の結果は分析・活用されており、日常的な相談や学習支援、進路ガイダンスなどには、チューターやアカデミックアドバイザーが対応し、必要に応じて、ソーシャルワーカー、カウンセラーへ依頼するという重層的な相談・助言体制が設けられている。

専任教員数、教授数は設置基準を満たしており、教員の採用・昇任の基準は、「教員選考基準」に定められ、適切に運用されている。FD(Faculty Development)研修会が積極的に実施され、活動の成果を上げるための組織的な支援体制も確立されている。

事務組織としては、教育目的達成に必要な職員数を確保し、その採用基準は就業規則に定められている。学内外の研修会に職員を参加させ、資質向上が図られている。

「学校法人聖マリア学院寄附行為」に則って、役員などが選出され、定期的に理事会及び評議員会が開催されており、管理運営体制は適切に機能している。大学の意思決定機関として「大学評議会」が、また、学部と大学院に各々教授会が置かれている。理事長、学

聖マリア学院大学

院長、学長の3理事が大学の専任教員でもあり、管理、教学両部門の連携は円滑・迅速に行われている。大学開設時に「自己点検・評価総括委員会」が設置され、報告書は毎年公表されている。

開学以降の帰属収支差額は収入超過を継続し、基本金組入れも行われ収支のバランスがとれている。会計処理も、学校法人会計基準及び学内経理規程に則り、適切に実施され、財務三表、事業報告書、監査報告書などの財務情報は広報誌、ホームページで公開している。

校地、校舎の面積は設置基準を満たしている。広い空間が確保された実習室では、実習効果を上げるための工夫が随所に見られるが、学長室、事務室などの置かれている2号館の耐震構造化が未整備であるので早急な改善を要する。

「地域貢献・公開講座委員会」を設置し、公開講座開催と「ほっとステーション・マリア」の運営を地元である久留米市と協同して行い、また、聖マリア病院と医学研究会を共催するなど、積極的に地域活動に取組み情報発信を行っている。

建学の精神を基盤に「行動規範」が作成され、組織倫理の確立が図られているが、危機管理についての規定及びマニュアルが未整備であり、早急な作成が望まれる。教育研究成果については広報委員会による組織的な広報活動を行う体制が構築されている。

特記事項として、聖マリアグループ各法人との協働による設立理念の達成努力と国内外の他大学との連携・推進、特に、「日韓カトリック看護大学協議会」の開催などが挙げられている。

総じて、一部改善への努力を要するものの、健全な財務状況のもとで、教育理念の実現を掲げながら、地域密着型大学としての特色を生かした人材育成がなされている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

「カトリックの愛の精神」という建学の精神が基盤として強調されており、それに基づく大学の基本理念及び使命・目的は「この精神に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする」と学則第1条に明確に定められている。また、これに加えて、より具体的な内容が6か条の教育目標として掲げられている。

これらは学生便覧、シラバス、学内掲示板、学内ポータルサイト「Maps」を通して学内へ、また、大学案内誌「信望愛」、学生募集用パンフレットを通して学外へ、また、学内外にはホームページ、大学広報誌「MADONNA」、関連法人広報誌「ルルドの聖母」など種々の媒体を通して示されており、広く周知されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

平成 18(2006)年 4 月に 1 学部として看護学部看護学科、平成 22(2010)年 4 月に 1 研究科として看護学研究科を設置し、教育目的の実現を図るために平成 20(2008)年に「聖マリア医療福祉研究所」を設置している。なお、その他の付属の組織として「カトリックセンター」「健康管理センター」や地域貢献施設として「ほっとステーション・マリア」を有している。地域に古くから貢献している周産期・母子医療の実績に鑑みた組織構成として学部の助産師教育や研究科の MCH（周産期・母子）看護学領域の設置は、特殊性と独自性を持ち、大学の使命・目的及び特性を反映している。

教養教育については、教務委員会及び教務課が科目ごとに対応していたが、完成年度となる平成 22(2010)年度の学部の教育課程改訂に伴い、教員組織を再編制し、教養科目について統括する教員を配置し、教務委員会に出席するなど体制の整備をするとともに責任体制を明らかにしている。

教授のみで構成される学部教授会での決定事項を周知徹底させるために、教員全員で構成する学部会議を機能させている。教員組織の再編制により組織された 4 つの領域での領域会議においても、意見や要望を領域長がとりまとめ、学部会議に伝送するなど、教育研究に関わる意思決定の組織と過程を整備している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の基本理念に基づいた教育目的が学部・研究科ごとに設定され、教育課程に反映されている。教育目的は学則に明記され、かつ、学生便覧、ホームページに公表されている。

教育課程は基礎的な科目から看護専門職として専門的かつ応用的な科目へと段階的に編成されており、授業科目を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」の 3 分野構成とし、それぞれの段階における教育目的が実習、シミュレーション、体験学習などを通して体系的に反映されている。また、前身の聖マリア学院短期大学から継承された「国際看護学」「生命倫理」などにおいて、大学の特色ある教育目的を具体的に反映している。大学院に慢性看護と母性看護の専門看護師コースを設定している。

学習状況は各科目で小テスト、レポート、定期試験により確認され、教育目的の達成状況を点検するため、「学生満足度調査」の授業アンケートを実施しその結果を公表している。

【参考意見】

- ・学部、大学院ともシラバスの授業計画記載内容に精粗があり、大学院のシラバスにおいては、成績評価方法が不明瞭な科目があるので、早急に整備することが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部、研究科単位でアドミッションポリシーを設定し、ホームページ、募集要項に掲載している。また、すべての入学者選抜方式に面接を課し、アドミッションポリシーに沿って面接評価項目を設定し、適切な人材が確保できるよう運用している。学部の入学定員の一部超過については、クラスを分離する複式授業、少人数授業に取り組み、学習環境の確保に努めている。

チューター制度を設け、学生の学習に対する相談や指導などを行っている。留年生に対しては、1人につき2人のチューターを配置するほか、教務部長及び学生部長からなるアカデミックアドバイザーによる個人面談を実施し、個別に再履修計画資料を作成するなど、支援体制の強化を図っている。学習支援に対する学生の意見は、学生委員会が実施する「学生生活実態調査」により、くみ上げられ、分析・活用されている。

学生の日常的な相談についてもチューターが対応しているが、チューターで対応困難な事案については、アカデミックアドバイザーがアドバイスや相談に応じており、学生、チューター、アカデミックアドバイザーで面談した後、必要に応じて、ソーシャルワーカー、カウンセラーへ依頼するという重層的な相談・助言体制をとっている。また、学生委員会を中心に「健康管理センター」や学生相談室の開室時間や相談員の勤務時間について改善に取り組んでいる。

就職や進学については、進路ガイダンスの実施やチューターによる個別相談、聖マリア病院におけるインターンシップ制度により支援体制を整備している。また、国家試験対策のため模擬試験や補講を実施し、合格率を上げるために取り組んでいる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

設置基準に則り、教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されている。教授の高齢化への対策として臨床教育上必要と認められる場合、「特任教育教授」として再雇用し、新しく若手助手の採用に取り組むなど、教員組織活性化への積極的な方策がなされている。

教員の採用・昇任の基準は、「教員選考基準」に定められており、資格基準の見直しなど

を含め、適切な運用がなされている。教員評価の基準と点数化などについて可視化が図られており、教員それぞれの適切な目標管理につながっている。

教員の教育担当時間は、職位によって偏りはあるが、概ね適切に配分されている。研究費は適切に配分され、次年度繰延べ制度を取入れるなど柔軟な対応により、若手教員の研究を支援する体制が整備されている。科学研究費補助金への申請は現在、努力の過程にあり、採用された場合には、学内でも助成金を与えるなど活性化のための取組みをしている。

教員の教育・研究活動を支援するため、TA(Teaching Assistant)や RA(Research Assistant)について平成 22(2010)年 4 月に規程を整備し、現在、規程に基づき TA を採用している。また、教育研究活動を活性化するための取組みとしての「FD 研修会」を積極的に実施しており、成果に結びつけるための組織的なバックアップ体制がとられている。更に、授業公開やピアレビューなど教員の能力向上のために積極的な活動がなされている。平成 21(2009)年度からはティーチング・ポートフォリオを導入、組織的メンターシップの確立を目指し、教育実践能力の向上を図るための体制を整えている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織としては、前身の短期大学職員を引続き採用し、大学の教育目的達成のために必要な職員数を確保している。また、各種委員会活動と連動した事務組織として機能しており、更に、学生支援及び教育研究支援に軸足を置いた事務組織への再構築に向けて検討を始めている。

職員の採用基準は就業規則により定められている。人事異動は定期的ではなく、実態に応じて柔軟に実施されているが、個人の経験年数に基づいた年功序列的な人事になる傾向がある。そのため、平成 20(2008)年度に「聖マリア学院大学事務・技術系職員勤務評定規程」の案を作成し、平成 23(2011)年度末を目途に職員の資質向上、自己研さんを目的とした人事考課制度の課題などの整理や対応を進めている。

SD(Staff Development)については、新入職員の着任時に導入研修を行っている。各部署に配属されて以降は、外部機関が実施する各種研修会に関連部署の担当者を派遣して実務研修を受けさせ、経営・管理能力の養成を図っている。また、学内の「FD 研修会」には少数ではあるが、職員を参加させるなど、職員の資質向上の機会を設けている。

学内の各種委員会には、職員が配置され、中には、学長の指名により正式構成員として配置されている委員会もある。委員会組織と連携を密に図ることで、職員も大学の教育研究活動に関して、積極的な教育研究支援を行うことが可能な体制を整えている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の設置者である学校法人聖マリア学院は寄附行為に則って理事及び評議員を選出し、定期的に理事会及び評議員会を開催するなど、大学の使命・目的を達成するために適切に機能している。

理事のうち理事長、学院長、学長はいずれも大学の専任教員がその職に就き、ほかの理事はそれぞれ大学、病院、市政の各分野で豊富な経験を有する者から選任されている。

大学には意思決定機関として「大学評議会」を設置し、学部と研究科にそれぞれ教授会を置いている。また、教授会開催の前日には、法人事務局長や、関係事務担当課長も出席する「学長補佐会議」を開催し、教授会の円滑な運営に努めている。更に、3人の学内理事に学部長、研究科長、事務部課長を加えて、毎週1回「管理者連絡会」を開催し、学内情報の集約、業務対応の基本方針を検討している。

管理部門と教学部門の連携については、理事長、学院長、学長の3理事が大学の専任教員であることから、法人と大学双方の意向が相互に反映されやすく、両者の連携は円滑かつ迅速に行われている。また、大学の主要な会議には事務部門の責任者も参加するほか、各種委員会には職員を配置し、教学部門との関わりを密にすることにより教学部門との情報の共有を可能にするなど、連携の強化を図っている。

自己点検・評価については、大学開設時に「自己点検・評価総括委員会」を設置し、その下に「管理運営」「教育研究」及び「学生」の3専門委員会を置き、自己点検・評価を行ってきた。その結果は毎年「自己点検・評価報告書」としてまとめ、ホームページ、大学広報誌「MADONNA」に掲載・公表し、設備改善など大学運営にも反映させている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学が開学した平成 18(2006)年度以降、帰属収支差額は、5年間収入超過を継続しており、将来の教育環境設備充実に向けた備えとして第 2 号基本金組入れも毎年計画通り行われ、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされている。

帰属収入の大部分を占める学生生徒等納付金収入は、入学定員を毎年確保していることにより安定して推移しており、支出面では人件費を含む消費支出の負担が低い水準にあり、両者が相まって収支バランスの向上につながっている。

会計処理については、学校法人会計基準及び学内経理規程に則り適切に処理されている。公認会計士による会計監査及び監事による監事監査は定期的実施されており、適切に行われている。

財務情報の公開は、私立学校法の規定に基づき財務三表及び事業報告書、監査報告書などを広報誌、ホームページで公開し、一般からの申出があれば閲覧できるように備えてい

る。

外部資金獲得については、科学研究費補助金の採択件数は新規分と継続分を合算すると年々増加傾向にあり、採択された研究者に対する助成金と同額の学内研究費を与える助成制度導入の効果であると判断できる。また、経常費補助金については、久留米市との連携の成果による市からの助成金が継続してあり、法人財政の健全化に寄与している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学の校地、校舎の面積は設置基準上必要な面積を十分確保している。図書館、体育館、運動場、IT 関連施設、福利厚生施設なども備え、教育研究目的達成のための施設設備環境は概ね整備されている。特に、実習室は広いスペースが確保され、現場で実際に使用されているものと同等の装置が整備されており、実習効果を上げるための工夫が随所になされている。IT 環境についても学内ネットワークシステムなど、開学当初から整備され拡充を図っている。

学長室や事務室など大学の中核部分が置かれている 2 号館及び取壊し予定ではあるが学生が使用している 1 号館は、新耐震基準以前の建物であるのでその耐震構造化についての早急な対応が必要である。

一方、大学開設に伴う既存校舎の改修、6 号館の新設、大学院開設に際しての 7 号館の建設を終え、更に 1 号館取壊し跡の公園化計画など、引続き将来的にも快適な教育環境を目指した企画が進行中である。

【改善を要する点】

- ・学生相談室や学長室、事務室などのある 2 号館は、耐震化については検討中であるが、耐震構造化が未整備であるため、学生や教職員の安全性確保のために、耐震診断を早急に実施し、その結果に迅速に対応することが必要である。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

平成 20(2008)年度より社会連携活動を担う学内組織として「地域貢献・公開講座委員会」を設置し、公開講座の開催と市民健康相談窓口「ほっとステーション・マリア」の運営を久留米市と協同で行い、積極的に地域活動への取組みを進めている。関連機関である聖マリア病院との共催による医学研究会を毎年度定例的に開催し、公開講座とともに地域社会

へ積極的に情報発信を行い、社会貢献を果たしている。

他大学との連携では、国内は、久留米市内の 5 大学との単位互換協定の締結や「ロイ適応看護モデル」の検証を行うカトリック系 3 大学との連携を進めている。また、海外は、韓国、米国、フィリピンなどのカトリック系大学との連携を進め、特に、韓国の看護大学とは「日韓カトリック大学協議会」を発足させ、両国間のカリキュラム比較や教員間の共同研究などの交流事業を行っている。

地域社会との連携では、大学の教育理念を具現化する授業科目の一つとして「社会とボランティア」を設定し、地域の要請に基づく各種ボランティア活動への参画を行っており、組織的な学内活動として定着している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神である「カトリックの愛の精神」の周知徹底を図ること及び建学の精神を基盤に「行動規範」を作成し、学内行事などの場を通じて学内関係者には広く行渡らせることにより、組織倫理の確立を図り、適切な大学運営を行っている。

業務執行上の危機管理体制については、大規模災害対策拠点病院である聖マリア病院との連携も視野に入れ、マスコミ対策や大震災対策なども含む危機全般を網羅した「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」の整備に向けて作業を開始している。公益通報に関する規定や、各種のハラスメントに対する防止規程は整備され、「ハラスメント防止委員会」も設置されている。大学設置当初から「消防計画」を作成し、組織的な避難訓練を実施しており、緊急時連絡網の整備などに取組んでいる。

大学の教育研究成果の広報については、広報委員会が中心となり、学内外に向けて組織的に広報活動を行う体制がとられている。広報の媒体としては大学紀要、教員研究業績集、大学広報誌「MADONNA」などを活用するほか、今年度からホームページ上でも大学の教育に関する基本情報を集約して積極的に公表している。また、毎年実施される聖マリア医学会研究会では、医療全般にわたる特別講演、シンポジウム、看護実践交流会などが開催され、医療専門職者や地域住民にも公開されている。更に、大学の特色を反映した内容の公開講座やシンポジウムを組織的に運営・開催し、大学の教育研究成果の広報に寄与している。

【参考意見】

・「危機管理規程」の早期作成及び「危機管理マニュアル」の早急な整備が望まれる。

